

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成31年2月22日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市右京区太秦中山町地区建築協定

(2) 申請者の氏名

大山 哲治

(3) 建築協定区域

京都市右京区太秦中山町1番3ほか計38筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市右京区太秦中山町1番7ほか計15筆

(5) 建築協定の事項

建築物の用途

(6) 協定の期間

5年間(有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に5年間延長することができるものとする。)

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成31年2月22日(金)から同年3月14日(木)まで

(ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 31 年 3 月 19 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局 2 階南会議室（北庁舎 2 階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 高木 勝英

（都市計画局建築指導部建築指導課）